

神奈川県土砂の適正処理に関する条例

届出・申請の手引き

(土砂の搬出編)

神奈川県県土整備部技術管理課

(目 次)

○事前相談について	1
○書類の提出部数について	1
○土砂の搬出 手続きの流れ	2
○届出が必要なケース一覧	3
1. 建設工事に伴って発生する土砂を建設工事の区域から500m ³ 以上搬出する	4
処理計画書(第1号様式)記載例	6
2. スtockヤードの土砂を月間500m ³ 以上搬出する	8
処理計画書(第1号様式)記載例	10
3. 処理計画に定めた事項を変更する	12
処理計画変更届(第3号様式)記載例	13
4. 会社の代表者や所在地等を変更した	
建設工事の名称を変更した	14
処理計画変更届(第3号様式)記載例	15
5. 当初計画を変更して500m ³ 以上の土砂を搬出する	16
処理計画補完書(第4号様式)記載例	17
6. 処理計画補完書で届出た内容の変更	19
7. 土砂の搬出を完了(又は廃止)した	
搬出する土砂の数量が500m ³ 未満になった	20
処理結果報告書(第5号様式)記載例	21
処理廃止報告書(第5号様式)記載例	22
処理結果(廃止)報告書(第5号様式) 電子届出記入例	23
○問い合わせ及び書類提出先	24

○事前相談について

「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」には、事前相談に関する規定はありません。

しかし、手続きに関わる諸事項を事前にご確認いただくことは、合理的な許認可事務につながるものであり、とりもなおさず届出を行う方々を利するものであります。

したがって、土砂の搬出を行う皆様には、各土木（治水）事務所に於いて事前相談を行っていただきますよう、お願いいたします。

→ 相談窓口（P 2 3 参照）

各土木（治水）事務所 許認可指導課許認可（許認可指導）班
（川崎治水事務所は管理課許認可指導班）

（確認させていただく事項）

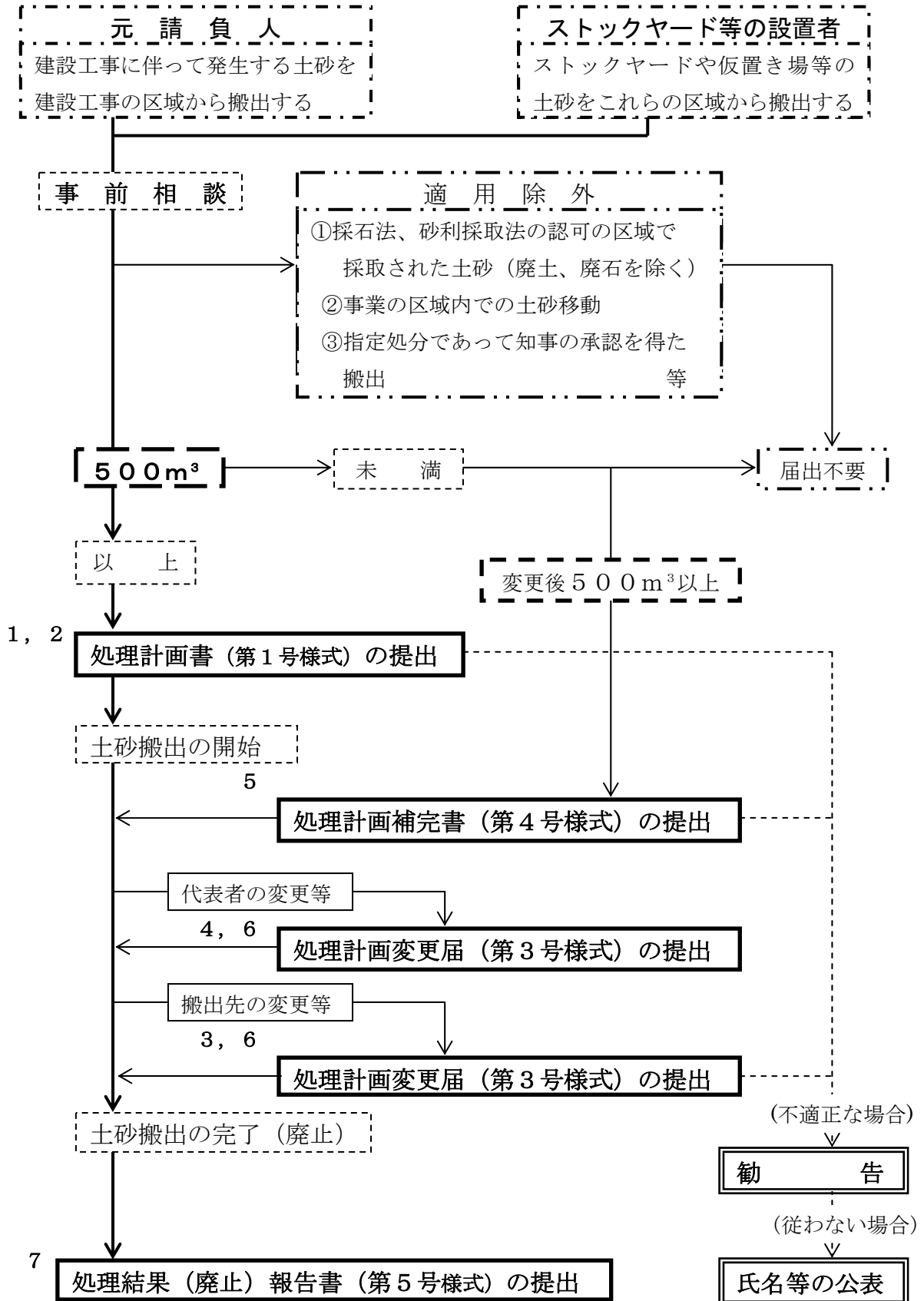
1. 届出の要・不要
1. 提出書類の詳細
1. 疑義のある点、不明な点
1. その他

○書類の提出部数について

届出書及び添付書類は、**正本1通、副本1通の計2通を作成**して提出してください。

副本については、正本をコピーして作成してください。申請受付後に受付印を押してお返しします。

土砂の搬出 手続きの流れ



※ 届出を行わなかった場合や虚偽の届出をした場合には、罰則が適用されます。

○届出が必要なケース一覧

	区 分	提出日	様 式	参 照
1	建設工事に伴って発生する土砂を建設工事の区域から500m ³ 以上搬出する	土砂の搬出を開始する日から起算して 20日前まで	処理計画書 (第1号様式)	P 4
2	ストックヤードの土砂を月間500m ³ 以上搬出する	前月の20日まで	処理計画書 (第1号様式)	P 8
3	処理計画に定めた事項を変更する(4を除く)	土砂の搬出をしようとする前日まで	処理計画変更届 (第3号様式)	P 1 2
4	会社の代表者や所在地を変更した 建設工事の名称を変更した	変更したときは速やかに	処理計画変更届 (第3号様式)	P 1 4
5	当初計画を変更して500m ³ 以上の土砂を搬出する	500m ³ 以上の土砂を搬出する日の前日まで	処理計画補完書 (第4号様式)	P 1 6
6	処理計画補完書で届出た内容の変更	土砂の搬出をしようとする前日まで	処理計画変更届 (第3号様式)	P 1 9
7	土砂の搬出を完了(又は廃止)した 搬出する土砂の量が500m ³ 未満になった	完了(廃止)した日から起算して20日以内	処理結果(廃止)報告書 (第5号様式)	P 2 0

1. 建設工事に伴って発生する土砂を建設
工事の区域から500m³以上搬出する

建設工事の元請負人は 処理計画 を作成して、知事に
届け出なければなりません。

◎当該届出は、処理計画書（第1号様式） によりおこないます。

いつまで？

当該土砂の搬出を開始する日から起算して 20日前まで

処理計画書には、次の図書を添付してください。

- (1) 建設工事の位置及び区域を示す図面
- (2) 搬出先の位置及び区域を示す図面

・位置図 25,000分の1以上
・区域図 縮尺の指定はありません。
(明細地図等で結構です。)

- (3) その他知事が必要と認める図書
搬出先に応じて、搬入承諾書の写し、法令等の許可書の写し、
などを添付していただくことになりますので、窓口でご相談ください。

処理計画書は、建設工事の区域ごとに、元請負人が作成してください。

||

(元請負人が請け負った契約ごとに作成してください。)

一定地域の水道管の補修工事を年間通して契約するなど、同一契約であっても異なる場所で工事を実施する場合等は、別々の建設工事となる場合がありますので、詳しくは窓口にご相談ください。

※ 次に掲げる土砂の搬出は、**処理計画書の提出は不要**です。

- 1 採石法、砂利採取法の認可に係る土地の区域において採取された土砂の搬出
(廃土、廃石を除く)
- 2 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出 (国査定事業は別)
- 3 土地の造成その他の事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出
- 4 発注者が土砂の搬出先を指定して注文する建設工事における土砂の搬出であつて、土砂の適正な処理が行われるものとしてあらかじめ知事が認めるもの (※)

(※) いわゆる「指定処分」とされている工事について、そのまま元請負人による処理計画書の提出を不要とするものではありません。本項の手続き及び当該土砂の搬出が本項に該当するかについては、土木・治水事務所にお問い合わせください。

処 理 計 画 書

〇〇年10月 5日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇



神奈川県土砂の適正処理に関する条例第4条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 神奈川マンション新築工事		
建設工事の内容	種 別	公共土木工事 公共建築工事 民間土木工事	民間建築工事	
	概 要	RC造地上5階地下1階 1棟 建築面積 800㎡		
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇3丁目20番1号 (別添位置・区域図参照)		
搬出する土砂の数量		2,500	m ³	
土砂を搬出する期間		〇〇年11月 1日 ~ 〇〇年12月 5日		
搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		〇〇町〇〇〇150番 (別添位置・区域図参照) (2箇所目の搬出先)	
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称	有限会社〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇	
		住所又は事務所在地	〇〇市〇〇100番地1号	
		連絡先	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	搬出先が土砂埋立区域に於いて法令等による許可等を行う場合	法令等の名称	土地区画整理法	
		許可等の時期	〇〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
許可等の番号		△△ 第 〇〇 号	第 号	

(裏)

搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		(3箇所目の搬出先)	(4箇所目の搬出先)
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称		↓ (※5箇所目以降は別紙に記載)
		住所又は所在地		
		連絡先		
	搬出先が土砂埋立を行うに法令等による許可を要する場合	法令等の名称		
		許可等の時期	年 月 日	年 月 日
許可等の番号		第 号	第 号	
その他参考となる事項		当工事のみの専用ストックヤード ○○市○○町××番地 設置期間 ○○年10月27日~○○年12月 4日 設置に際し受けている許可 ○○市土砂埋立等規制条例 許可番号 ○○第□□号		
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 ○○○○-○○-○○○○ (内線) ○○○			

- 備考 1 搬出先が5箇所以上の場合は、別紙に続けて記載してください。
- 2 建設工事の内容の欄の公共土木工事及び公共建築工事とは、国、地方公共団体、公社・公団等の各機関が発注した工事をいい、民間土木工事及び民間建築工事とは、上記以外の公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、財団法人、企業等が発注した工事をいいます。
- 3 建設工事又は土砂埋立区域から搬出先までの間に土砂の積替え等を行う場合は、その他参考となる事項に積替え場所の位置、積替えの期間等を記載してください。

2. ストックヤードの土砂を月間500m³
以上搬出する

ストックヤードの設置者は 処理計画 を作成し、知事に届け出なければなりません。

◎当該届出は、処理計画書（第1号様式） により行います。

いつまで？

当該処理計画に係る月の前月の20日まで

処理計画書の添付図書

※P4を参照してください。

当該土砂埋立区域ごとに月の初日から末日
までの間に係る処理計画を定めます

(例) 11月1日から3月20日までの土砂搬出期間の場合

10月20日までに11月（初日から末日まで）分の
11月20日までに12月（初日から末日まで）分の
12月20日までに 1月（初日から末日まで）分の
1月20日までに 2月（初日から末日まで）分の
2月20日までに 3月（初日から末日まで）分の

処理計画を定め
それぞれ提出します。

(月の初日から末日までの搬出土量が500m³未満の月分は提出の必要はありません。)

次に掲げる土砂の搬出は、**処理計画書の提出は不要**です。

- 1 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う土砂埋立行為の当該土砂埋立区域からの土砂の搬出
- 2 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出（国査定事業は別）
- 3 陶器、ガラスその他の製品を製造し、又は加工するための原材料（土砂の性質を改良するための原材料を除く。）としての土砂の搬出
- 4 土質改良プラントその他の施設において化学的に性質を改良した土砂の搬出
- 5 土地の造成その他事業の区域又は工場その他事業場の区域において採取された土砂を当該区域内の土砂埋立行為に用いるために行う土砂の搬出

(注) 1. 建設工事から搬出する土砂をストックする場合には、1と2の両方の届出が必要になりますが、一つの建設工事から搬出する土砂のみをストックする場合で、当該建設工事の処理計画に搬出先、仮置場の位置、期間が記載されている場合は、2の届出を省略できます。

◎ 2, 000㎡以上のストックヤードや土砂の仮置場等については、この条例に基づく許可が必要な場合があります。

なお、1, 000㎡以上のストックヤードや土砂の仮置場等は、大気汚染防止法に基づく届出が必要となる場合があります。

また、市町村によっては、500㎡から許可が必要となる場合がありますので、各地域県政総合センター又は市町村へお問い合わせください。

処 理 計 画 書

〇〇年10月 5日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
(神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇



神奈川県土砂の適正処理に関する条例第4条第1項（第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称				
建設工事の内容	種 別	公共土木工事	公共建築工事	
	概 要	民間土木工事	民間建築工事	
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇町〇〇350番地（別添位置・区域図参照）		
搬出する土砂の数量		2,500	m ³	
土砂を搬出する期間		〇〇年11月 1日 ~ 〇〇年12月 5日		
搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域	〇〇町〇〇〇150番 （別添位置・区域図参照）	（2箇所目の搬出先）	
	土砂埋立を行う者の氏名又は住所	氏名又は名称	有限会社 〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇	
		住所又は事務所所在地	〇〇市〇〇100番地1号	
		連絡先	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	
	搬出先区域が土砂埋立を行うに法を要する場合	法令等の名称	土地区画整理法	
		許可等の時期	〇〇年 〇〇月 〇〇日	年 月 日
許可等の番号		△△ 第 〇〇 号	第 号	

(裏)

搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		(3箇所目の搬出先)	(4箇所目の搬出先)
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称		↓ (※5箇所目以降は別紙に記載)
		住所又は所在地		
		連絡先		
	搬出先が土砂埋立を行う区域に法令等に基づいて許可等を行う場合	法令等の名称		
		許可等の時期	年 月 日	年 月 日
許可等の番号		第 号	第 号	
その他参考となる事項		<p>(※建設工事から搬出する土砂をストックする場合には、1と2の両方の届出が必要となりますが、一つの建設工事から搬出する土砂のみをストックする場合で、当該工事の処理計画に搬出先、仮置場の位置、設置期間、設置に関して受けている許可等が記載されている場合には、この届出を省略できます。)</p>		
連絡先	<p>工 事 部 土 木 課 係</p> <p>電話番号 ○○○○—○○—○○○○ (内線) ○○○</p>			

- 備考
- 1 搬出先が5箇所以上の場合には、別紙に続けて記載してください。
 - 2 建設工事の内容の欄の公共土木工事及び公共建築工事とは、国、地方公共団体、公社・公団等の各機関が発注した工事をいい、民間土木工事及び民間建築工事とは、上記以外の公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、財団法人、企業等が発注した工事をいいます。
 - 3 建設工事又は土砂埋立区域から搬出先までの間に土砂の積替え等を行う場合は、その他参考となる事項に積替え場所の位置、積替えの期間等を記載してください。

3. 処理計画に定めた事項を変更する

処理計画書により土砂の搬出の届出をした者が、

- 1 建設工事（又はストックヤード）の位置及び区域を変更する
- 2 搬出する土砂の数量が20%を超えて増減する
- 3 土砂を搬出する期間が3月を超えて延びる
- 4 土砂の搬出先の位置及び区域を追加・変更する

等の場合には、知事に届け出なければなりません。

◎ 当該届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行います。

いつまで？

届出に係る土砂の搬出をしようとする日の

前日まで

処 理 計 画 変 更 届

〇〇年11月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 印

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第1項(第2項、第4項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 神奈川マンション新築工事		
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇3丁目20番1号 (別添位置・区域図参照)		
処理計画書届出年月日		〇〇年10月5日	受理番号	〇〇土木第〇〇号
変 更 内 容	変 更 前	土砂の搬出先 1 〇〇町〇〇〇150番地 (行う者) 有限会社 〇〇工業		
	変 更 後	土砂の搬出先 1 〇〇町〇〇〇150番地 有限会社 〇〇工業 1 2 △△町〇〇80番地(追加) 株式会社 △△興業 〇〇市〇〇2丁目30番 電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 砂利採取法 □□第〇〇号 〇〇年〇〇月〇〇日		
変 更 理 由		期間受入数量の制限により、当初計画の搬出先に搬出土量全量を持ち込めなくなったため、新たな搬出先を追加するもの。		
連 絡 先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇			

4. 会社の代表者や所在地等を変更した 建設工事の名称を変更した

処理計画書により土砂の搬出の届出をした者が、

- 1 氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人に
あつては、その代表者の氏名
- 2 建設工事の名称及び内容（建設工事の場合）

を変更したときは、知事に届け出なければなりません。

◎ 当該届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行います。

いつまで？

変更したとき、速やかに

処 理 計 画 変 更 届

〇〇年10月31日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 △△ △△ 印

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第1項（第2項、第4項）の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 神奈川マンション新築工事		
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇3丁目20番1号 (別添位置・区域図参照)		
処理計画書届出年月日		〇〇年10月5日	受理番号	〇〇土木第〇〇号
変更内容	変更前	代表者の氏名 — 代表取締役 〇〇 〇〇		
	変更後	代表者の氏名 — 代表取締役 △△ △△		
変更理由		<u>10月30日</u> をもって、代表取締役を交代したため		
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇			

5. 当初の計画を変更して500m³以上の土砂を搬出する

- ・ 建設工事に伴って発生する土砂の当該建設工事区域以外の区域への搬出（20日前まで）
- ・ 土砂埋立区域内の土砂を当該土砂埋立区域以外の区域に搬出（前月の20日まで）

それぞれの処理計画において、届出をなすべき日（括弧内）に搬出量が500m³未満であったが、その後に500m³以上の土砂を搬出する場合は、知事に届け出なければなりません。

◎ 当該届出は、処理計画補完書（第4号様式）により行います。

いつまで？

500m³以上の土砂の搬出をしようとする日の
前日まで

※ 当該届出内容を変更する場合は、P19を参照してください。

処 理 計 画 補 完 書

〇〇年11月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇



神奈川県土砂の適正処理に関する条例第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 〇〇邸新築工事		
建設工事の内容	種別	公共土木工事 公共建築物工事 民間土木工事	民間建築物工事	
	概要	木造2階建 延床面積 500㎡		
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇5丁目20番		
搬出する土砂の数量		525 m ³ (うち、搬出済の土砂の数量 300 m ³)		
土砂を搬出する期間		〇〇年11月1日 ~ 〇〇年11月25日		
搬出先に係る事項	土砂の搬出先位置及び区域	〇〇町〇〇〇200番地 〇〇処分場	△△町△△50番地 △△採石場	
	土砂埋立を行う者の氏名又は住所又は事務所所在地	氏名又は名称	有限会社 〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇	株式会社 △△産業 代表取締役 △△ △△
		住所又は事務所所在地	〇〇市〇〇100番地1号	△△町△△50番地
		連絡先	電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	電話 △△△△-△△-△△△△
	搬出の別	搬出済 未搬出	搬出済 未搬出	
	搬出先の土砂埋立区域について法令等による許可を要する場合	法令等の名称	〇〇町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例	採石法
		許可等の時期	〇〇年〇〇月〇〇日	△△年△△月△△日
許可等の番号		〇〇第〇〇号	△△土木第△△号	

(裏)

搬出先に係る事項	土砂の搬出先及び位置		(3箇所目の搬出先)		(4箇所目の搬出先)		
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称		↓ (5箇所目以降は別紙に記載)			
		住所又は事務所の所在地					
		連絡先					
		搬出の別	搬出済	未搬出	搬出済	未搬出	
	搬出先が土砂埋立を行うに法令等の特許を要する場合	法令等の名称					
		許可等の時期	年	月	日	年	月
許可等の番号		第	号	第	号		
その他参考となる事項							
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 ○○○○-○○-○○○○ (内線) ○○○						

- 備考 1 搬出先が5箇所以上の場合は、別紙に続けて記載してください。
- 2 建設工事の内容の欄の公共土木工事及び公共建築工事とは、国、地方公共団体、公社・公団等の各機関が発注した工事をいい、民間土木工事及び民間建築工事とは、上記以外の公益事業（電気、ガス、電話事業等）を行う団体、財団法人、企業等が発注した工事をいいます。
- 3 建設工事又は土砂埋立区域から搬出先までの間に土砂の積替え等を行う場合は、その他参考となる事項に積替え場所の位置、積替えの期間等を記載してください。

6. 処理計画補完書で届出た内容の変更

処理計画補完書（第4号様式）により土砂の搬出の届出をした者が、

- 1 建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域
- 2 搬出する土砂の数量
- 3 土砂を搬出する期間
- 4 土砂の搬出先の位置及び区域
- 5 土砂の搬出先において土砂埋立行為を行う者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地
- 6 土砂の搬出先の区域が土砂埋立行為について、法令等の許可等を要する場合には、当該法令等の名称、許可等の年月日及び許可等の番号
- 7 氏名若しくは名称、住所若しくは事務所の所在地及び法人にあっては、その代表者の氏名又は建設工事の名称及び内容（元請負人に限る）
- 8 その他知事が必要と認める事項

を変更するときは、知事に届け出なければなりません。

◎ 当該届出は、処理計画変更届（第3号様式）により行います。

いつまで？

届出に係る土砂の搬出をしようとする日の

前日まで

※【記載例】はP13, 15を参照してください。

7. 土砂の搬出を完了（又は廃止）した 搬出する土砂の量が500m³未満になった

処理計画書により土砂の搬出の届出をした者が

- ・当該届出に係る土砂の搬出を完了したとき
- ・当該届出に係る土砂の搬出を廃止（500m³未満になった）したとき

は、知事に届け出なければなりません。

◎ 当該届出は、処理結果（廃止）報告書（第5号様式）により行います。

いつまで？

完了（廃止）した日から起算して 20日以内

平成18年7月1日から「処理結果（廃止）報告」は、土木事務所、治水事務所への書面での届出に加えて、「**電子申請・届出システム**」を利用して、自宅やオフィスなどのインターネットに接続されたパソコンから、いつでも所管の事務所あてに届出ができます。

なお、搬出先が5箇所以上ある場合は、電子届出ができませんので、事務所に書面で提出してください。

神奈川県ホームページ「電子県庁かながわ」⇒「電子申請・届出」から電子届出ができます。

電子申請・届出メニューページのアドレスは次のとおりです。

https://shinsei-p.e-kanagawa.lg.jp/soudan/jsp/index_kanagawa.jsp?lcd=140001&direct=on/

電子申請・届出システムを利用して届出を行う場合は、利用者登録が必要となります。登録された利用者IDとパスワードで本人確認を行います。（電子署名は不要です。）

処理結果—(廃止)—報告書

〇〇年12月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 △△ △△



神奈川県土砂の適正処理に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 神奈川マンション新築工事	
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇3丁目20番1号 (別添位置・区域図参照)	
処理計画書届出年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	受理番号 〇〇土木第〇〇号
搬出した土砂の数量		2,500 m ³	
土砂を搬出した期間		〇〇年11月1日 ~ 〇〇年12月5日	
搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域	〇〇町〇〇〇150番	△△町〇〇80番地
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称	株式会社 〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇
		住所又は事務所の所在地	〇〇市〇〇100番地1号
	土砂の搬出先の位置及び区域		〇〇市〇〇2丁目30番
土砂埋立を行う者	氏名又は名称		
	住所又は事務所の所在地		
その他参考となる事項			
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇		

処理結果（廃止）報告書

〇〇年12月20日

神奈川県 〇〇 土木事務所長殿
 (神奈川県 治水事務所長)

郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇

住 所 〇〇市〇〇1丁目1番1号

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 △△ △△ 

神奈川県土砂の適正処理に関する条例第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称		(仮称) 神奈川マンション新築工事	
建設工事又は土砂埋立区域の位置及び区域		〇〇市〇〇3丁目20番1号 (別添位置・区域図参照)	
処理計画書届出年月日		〇〇年 〇〇月 〇〇日	受理番号 〇〇 土木 第 〇〇 号
搬出した土砂の数量		450 m ³	
土砂を搬出した期間		年 月 日 ~ 年 月 日	
搬出先に係る事項	土砂の搬出先の位置及び区域		
	土砂埋立を行う者	氏名又は名称	
		住所又は事務所の所在地	
	土砂の搬出先の位置及び区域		
土砂埋立を行う者	氏名又は名称		
	住所又は事務所の所在地		
その他参考となる事項		現場内処理により、搬出量が減となったため。	
連絡先	工 事 部 土 木 課 係 電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇 (内線) 〇〇〇		

処理結果（廃止）報告書

【電子申請 入力例】

必須	届出年月日		(半角)	西暦〇〇〇〇年12月20日 (土砂の搬出を完了した日から20日以内)
	届出事務所			横浜治水 ▼ 事務所 ← ※提出先事務所を選択してください。
任意	届出者	郵便番号	(半角)	〇〇〇-〇〇〇〇〇
		住所	(全角)	〇〇市〇〇1丁目1番1号
任意		法人名	(全角)	〇〇建設株式会社
		(代表者)氏名	(全角)	代表取締役 △△ △△
	建設工事	名称	(全角)	(仮称) 神奈川マンション新築工事
		位置及び区域	(全角)	横浜市 ▼ 〇〇3丁目20番1号 ※市町村を選択してください。 なお、旧津久井郡は相模原市ではなく、相模原市津久井町等を選択してください。
必須	処理計画書届出年月日		(半角)	西暦〇〇〇〇年〇〇月〇〇日
	受理番号		(全角)	〇〇 土木 第 〇〇 号
	搬出した土砂の数量		(半角)	2,500 立方メートル
	土砂を搬出した期間		(半角)	西暦〇〇〇〇年11月1日～西暦〇〇〇〇年12月5日
任意	その他参考となる事項		(全角)	※搬出した土量が500㎡未満になった場合は、その旨を記載してください。
必須	連絡先	所属	(全角)	工事部土木課 担当 〇〇 〇〇 (内線) 〇〇〇
		電話番号	(半角)	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
任意	搬出先にかかる事項1			
		位置及び区域	(全角)	〇〇町〇〇〇150番
		土砂埋立行為者		
		名称・氏名	(全角)	有限会社〇〇工業 代表取締役 〇〇 〇〇
住所・所在地		(全角)	〇〇市〇〇100番地1号	
任意	搬出先にかかる事項2			
		位置及び区域	(全角)	△△町〇〇80番地
		土砂埋立行為者		
		名称・氏名	(全角)	株式会社 △△興業 代表取締役 △△ △△
住所・所在地		(全角)	〇〇市〇〇2丁目30番	
任意	搬出先にかかる事項3			
		位置及び区域	(全角)	
		土砂埋立行為者		
		名称・氏名	(全角)	
住所・所在地		(全角)		
任意	搬出先にかかる事項4			
		位置及び区域	(全角)	
		土砂埋立行為者		
		名称・氏名	(全角)	
住所・所在地		(全角)		

搬出先が5箇所以上ある場合は、お手数ですが事務所窓口へ書面を提出してください。

問い合わせ及び書類提出先

問い合わせ及び書類提出先	連絡先	所管区域
横須賀土木事務所 許認可指導課	〒238-0022 横須賀市公郷町1-56-5 Tel 046-853-8800 内線 631～634	横須賀市 逗子市 三浦市 葉山町
平塚土木事務所 許認可指導課	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 Tel 0463-22-2711 内線 512～518	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町
藤沢土木事務所 許認可指導課	〒251-0025 藤沢市鵠沼石上2-7-1 Tel 0466-26-2111 内線 613～615	鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市 寒川町
小田原土木事務所 許認可指導課	〒250-0003 小田原市東町5-2-58 Tel 0465-34-4141 内線 561～563	小田原市 箱根町 真鶴町 湯河原町
相模原土木事務所 許認可指導課	〒228-0803 相模原市相模大野6-3-1 Tel 042-745-1111 内線 321～323	相模原市（城山町、津久井町、相模湖町 及び藤野町の区域を除く） 大和市 座間市
厚木土木事務所 許認可指導課	〒243-0016 厚木市田村町2-28 Tel 046-223-1711 内線 212～214	厚木市 海老名市 綾瀬市 愛川町 清川村
松田土木事務所 許認可指導課	〒258-0003 足柄上郡松田町松田惣領321 Tel 0465-83-0331 内線 581～583	南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町
津久井土木事務所 許認可指導課	〒220-0207 相模原市津久井町中野937-2 Tel 042-784-1111 内線 461～464	相模原市（城山町、津久井町、相模湖町 及び藤野町の区域）
横浜治水事務所 許認可指導課	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 Tel 045-411-2500 内線 3141	横浜市
川崎治水事務所 管理課	〒214-0038 川崎市多摩区生田4-25-1 Tel 044-932-7211 内線 232	川崎市
技術管理課 建設リサイクル推進班	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 Tel 045-210-1111 内線 6126～6127	条例全般についての問い合わせ

注) 名越隧道、相模川及び酒匂川の区域については、所管が異なる場合がありますので、詳しくは各土木・治水事務所へお問い合わせください。

技術管理課ホームページ：

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/gijutukanri/dosyatekisei1/toppage.htm>

発行元：県土整備部技術管理課